

## 第4. 総括意見

これまで見てきたとおり、市の下水道事業は、事業が開始された時期が滋賀県下で最も古く、施設の維持管理や管渠の老朽化及び耐震化への対処、老朽化した水再生センターの再構築等の課題を抱えている。なおかつ、市は琵琶湖岸に位置しており、平成26年度に合流改善水処理施設を建設するなど、水環境に配慮した投資も必要であることから、持続可能な経営を維持するためには、相応の収入が必要である。

しかしながら、将来の人口減少が見込まれる中でそれに伴って汚水量も減少することが見込まれ、平成21年度から一度も改定されていない現状の下水道使用料単価を維持する限り、今後、下水道使用料が増加することは見込まれない。その一方で、市の下水道使用料の平均単価は、滋賀県下の全市町で最も高額な水準にある。

下水道事業では支出を抑制するため、水再生センターの包括委託契約の範囲を拡大したり、直営であった窓口業務を外部委託に変更したりするなど、様々な施策を講じているところである。

以上のように、市の下水道事業を取り巻く中長期の経営環境は今後ますます厳しくなることが予想され、更なる事業の継続性を前提とした経営が求められている。

ここで、下水道事業の今後の収支見通しにおける留意事項については、経営計画の章で述べたとおり、以下の4つに整理される。

方策	意義	留意事項
(ア) 支出の抑制	固定資産の規模を適正化することで、中長期的にはもっとも有効な施策である	短期的に削減しうる変動費は限界があり、過度の抑制は市民サービスの低下につながる恐れもある
(イ) 繰入金の収支見通し	雨水処理に要する経費や高度処理等の環境対策に係る経費は、応益負担として、総務省の定める繰出基準内にある	市全体の厳しい財政状態の中で、繰入金の必要額を見極める必要がある
(ウ) 適切な下水道使用料単価	下水道利用者から応益負担で徴収すべきであって、原	滋賀県下でもっとも使用料単価が高い中で、さらなる値上

の設定	理原則どおりである	げについての説明責任が問われる
(エ) 公営企業債の発行	機動的に運転資金を確保できる	将来への負担の先送りであるのみならず、利息費用支出が増加し、経営を圧迫する

計画開始後2年で、現預金残高について、平成30年度末時点の計画残高52億円に対して実際の予想残高は35億円であって既に計画比で17億円の現預金不足の状態にある。

平成40年度末時点で現預金残高60億円を確保しつつ企業債残高160億円以下という最終目標値を達成できるよう、中長期経営計画の前期終了時点である平成32年度末の時点で、現在の資金収支計画を検討しなおすとともに、将来の収支見通しを改善するための方策の検討が必要である。

ここで収支改善のための方策として、広域化・共同化の推進が考えられる。

まず、平成30年度より、国が進める汚水処理事業の広域化・共同化の推進に沿うため、滋賀県に「滋賀県汚水処理事業広域化・共同化研究会」が発足している。

市単独公共下水道では老朽化した水再生センターの再構築を予定しているが、広域化・共同化により、将来的に県流域下水道と接続することも考えられる。

将来的な市の人口の減少や、事業継続に必要な市職員数の減少などの課題も鑑みれば、市が単独で運営している水再生センターの施設規模を縮小し県流域下水道と接続することについては十分に検討の余地があり、また国の施策の方向性とも合致しているため、今後の動向には十分に留意が必要である。

また、平成30年12月6日に、「水道法の一部を改正する法律」が国会で成立している。

当法案の概要は以下のとおりである。

### **1. 関係者の責務の明確化**

- (1) 国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- (2) 都道府県は水道事業者等（水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。）の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- (3) 水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

## **2. 広域連携の推進**

- (1) 国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- (2) 都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- (3) 都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

## **3. 適切な資産管理の推進**

- (1) 水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- (2) 水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- (3) 水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- (4) 水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

## **4. 官民連携の推進**

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

出典：厚生労働省ホームページ

当該改正のポイントは、我が国が将来、人口減少に伴う水の需要の減少と水道施設の老朽化、そして深刻化する人材不足等といった課題に対して、その解決の方策として、広域連携の推進と、コンセッション方式の導入の促進を図ることにある。

下水道事業も、水道事業と同様の課題を抱えており、6. 経営計画（1）概要の項にも記載のとおり、下水道事業でもコンセッション方式の検討や、広域化や共同化の推進が強く求められているところである。

市の下水道事業は、コンセッション方式ではなくデザインビルド方式による水再生センターの再整備と包括委託契約のさらなる拡大を計画しているところであるが、将来の人口減少社会の到来と職員数の減少そして施設規模の適正化を考えれば、広域化も解決策のひとつとして検討の余地があると思われる。

平成33年度から始まる中長期経営計画の中期計画の策定にあたっては、将来の事業の在り方の見通しを可能な限り反映されたい。

以上